## 国立大学法人電気通信大学職員出向規程

平成16年 4月 1日 改正 平成24年 3月27日 平成26年12月24日 平成27年 3月26日

(目的)

第1条 この規程は、「国立大学法人電気通信大学就業規則(以下「就業規則」という。)」 第15条の規定に基づき、国立大学法人電気通信大学(以下「大学」という。)に勤務 する職員の出向について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 出向とは、学長の命により、大学に職員として在籍のまま、国又は他の国立大学 法人等の業務に従事するためその指揮・命令系統に従い、期間を定めて出向先に常駐勤 務することをいう。

(出向先)

第3条 学長が命ずる出向先は、原則として、国、国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構(以下、「国立大学法人等」という。)、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人、地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち国家公務員退職手当法施行令第9条の2各号に掲げる法人とする。

(選考の基準)

第4条 学長は、職員に出向を命ずる場合は、出向の目的及び職員の経験、能力、資質、 意欲等を十分に勘案し、公正に選考するものとする。

(出向の取扱原則)

第5条 学長は、出向者の労働条件等が出向によって不利益とならないよう配慮しなければならない。

(出向の期間)

第6条 出向の期間は原則として3年以内とする。ただし、業務上の都合等により、延長 又は短縮することができる。

(覚書の取交わし)

- 第7条 学長は、出向先と覚書を取交わすものとする。
- 2 前項の覚書は、大学と出向先の協議により、次の各号を記載する。
  - 一 給与の支給について
  - 二 旅費の支給について
  - 三 出向期間について
  - 四 その他必要と認める事項

(勤続期間)

第8条 出向先の勤務期間については、大学の勤続期間に通算する。

(職員への説明及び同意)

- 第9条 学長が職員に出向を命ずる場合は、出向の目的、出向先の担当業務、労働条件、 期間等を明示し、説明を行い同意を得るものとする。
- 2 出向を命ぜられた職員は、正当な理由がない限りこれを拒むことができない。 (出向者の心得)
- 第10条 出向者は、出向の目的を達成するため、出向先の指揮・命令に従い誠実に勤務しなければならない。

(勤務条件)

第11条 出向先における服務規律、勤務時間、休日・休暇等の勤務条件は、大学において 特に定めた事項及び大学と出向先の覚書で特に定めた事項以外は出向先の就業規則等に 従うものとする。

(給与等の原則)

第12条 出向者の給与、諸手当は、原則として「国立大学法人電気通信大学職員給与規程」 及び「国立大学法人電気通信大学年俸制適用職員給与規程」によることとし、大学又は 出向先において支給する。

(旅費の原則)

- 第13条 赴任、帰任及び出張の旅費は、次のとおりとする。
  - 一 赴任するときの旅費は、原則として出向先負担とする。
  - 二 帰任するときの旅費は、「国立大学法人電気通信大学旅費規程(以下、「旅費規程」 という。)」によることとし、原則として大学が支給する。
  - 三 出向期間中の出向先の業務に係る出張旅費は、原則として出向先が負担する。
  - 四 大学の業務に係る出張旅費は、旅費規程により大学の負担とする。

(復帰)

- 第14条 学長は、出向者が、次の各号の一に該当する場合は、大学に復帰させるものとする。
  - 一 出向期間が満了したとき。
  - 二 出向期間中に退職するとき。
  - 三 出向先の就業規則による解雇、懲戒(減給、戒告は除く。)及び休職の事由に該当したとき。
  - 四 その他大学が特に必要と認めたとき。

(退職手当)

第15条 出向者が出向期間中に退職(死亡を含む。)する場合の退職手当は、「国立大学 法人電気通信大学退職手当規程」及び「国立大学法人電気通信大学年俸制適用職員退職 手当規程」に基づき算出され、大学が支給するものとする。

(雑則)

第16条 大学の事情その他により、この規程に定めのない事項が生じたときは、その都度、 大学と出向先の間で協議の上、定めるものとする。 附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。 附 則

- この規程は、平成24年3月27日から施行する。 附 則
- この規程は、平成27年1月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成27年4月1日から施行する。